

ミツヒロニュース



新入社員がまぶしく感じる季節です。今年の10月からマイナンバー制度が始まります。この制度は、同一人物であることを確実に認識し、名寄せ等を正確かつ効果的に行うために設けられました。便利になりますが、将来的には全ての情報が収集され、不自由な思いをするかもしれません。今月号で実務ポイントを解説していますので、参考にして頂ければと思います。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇2009年に購入した不動産、売却しませんか
- ◇マイナンバー制度の実務ポイント
- ◇イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(36) 「税務調査で言ってはならない言葉集②」
- ◇今月のお勧めセミナー なるほど！よくわかる 「消費税のしくみ」
- ◇あとがき クジラのいなくなった海

2009年に購入した不動産、売却しませんか。

リーマンショック以後、6年、不動産価格もやっと上昇してきているのではないのでしょうか。2009年度税制改正でおこなわれた制度、

「2009年～2010年に土地を買って、それを5年超所有し、6年目以降に売却すれば、売却益の内1,000万円を特別控除で非課税（所得税、住民税）とする」

この制度について、ついに売却することができる時期になりました。

2009年の1年間の取得分が2015年1月1日に5年超所有となりました。これからは2009年取得の住宅マンション等、土地なら何でも1,000万円特別控除非課税枠の対象となります。

なお2010年の1年間の取得分は2016年1月1日に5年超所有になります。

◆対象となる物件 ①2009年～2010年に買った物件

◆対象とならない物件 ①2009年～2010年に相続や贈与で取得した物件
②親族から買った物件
③土地収用法などの規定に基づく収用、買取り、換地処分等

- マイホームの売却 → 居住用財産 3,000万円特別控除
 - 賃貸・空き家・遊休・別荘等 → 上記の 1,000万円特別控除
- が選択できます。

法人においても適用がありますので、確認をしてみてください。詳しくは、担当者にご相談ください。

マイナンバー制度の実務ポイント

平成28年1月1日から、マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります。特に従業員を雇用している事業者は、税金や社会保険の手続き上、従業員から個人番号の提供を受けなければならず、実務上の対応が求められます。今回は事業者が行う対応について、いくつかポイントをお伝えします。



マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会実現のための社会基盤として創設されました。

個人は住民票登録者に対して1人1つ12桁の番号（個人番号、以下「マイナンバー」）が、法人は13桁の法人番号が付与されます。平成27年10月から順次、個人は住民票登録住所へ、法人は登記されている本社住所へ通知され、平成28年1月から利用開始されます。

現状予定されているマイナンバーの利用分野は、社会保障・税・災害対策の3分野ですが、そのうち事業者が行う対応は、社会保障と税の2分野です。事業者の実務対応は、番号法や「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」等に沿って行うことになります。今回は、当該ガイドラインその他内閣官房等から提供されている資料（※）に基づき、事業者として最低限おさえておきたい事柄をお届けします。

作成書類にマイナンバーを記載

事業者は自身の確定申告や届出の他、従業員の給与所得の源泉徴収票や支払調書の作成などの税務関係、健康保険・厚生年金・雇用保険の被保険者資格取得届の作成などの労務関係の書類作成の際に、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバー等の記載開始時期は、次ページ表のとおりです。

そのため、マイナンバー等を記載する必要がある書類を作成する場合には、該当者のマイナンバー等を取得しなければなりません。ただし、住民票の登録がない非居住者は、マイナンバーは付与されないため、これらの書類を作成する必要があってもマイナンバーを取得する必要はありません。

利用目的の通知等と本人確認が必要

1) 利用目的の通知等

マイナンバーを取得するときは、マイナンバーをどういったことに利用するのかをマイナンバーの提供者側（従業員等）へ通知等しなければなりません。この場合の通知等の方法としては、利用目的を記載した書類の提示や就業規則への明記、社内LANを利用した通知等が考えられます。また、番号法に定められた利用目的以外にはマイナンバーを利用できず、かつ通知等された範囲内で利用することになります。そのため、複数の利用目的でマイナンバーを取得する場合には、まとめて利用目的を通知等するとよいでしょう。

2) 本人確認

マイナンバーを取得するときは、本人確認をします。本人確認とは、番号の確認（正しい番号かの確認）と身元確認（持ち主＝番号付与者かの確認）を指し、誤りやなりすまし防止のために行います。ただし、すでに雇用関係がある等明らかに本人であると判断できるときは、身元確認は省略できます。

保管・破棄は厳格に

マイナンバーは、給与の源泉徴収義務等、引き続き書類の作成等に必要な場合や、法令に定められている書類の保存期間に限り保管することができます。そのため保管する必要がないマイナンバーは、できるだけ速やかに一定の破棄・削除をしなければなりません。

勝手に見られないように

マイナンバーが漏えいして不正利用されることを防止するため、事業者は事務作業員以外見えないようにする等、適切な管理のための安全管理措置を講じなければなりません。

委託先の監督義務があります

事業者は、税理士への法定調書作成事務委託、社会保険労務士への社会保険手続き事務委託など、マイナンバーを利用する事務を委託する場合には、その委託先（再委託先を含む。）で先の安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督義務を負います。

なお、マイナンバー制度には罰則があります。例えば、マイナンバーを利用する事務作業員が不正な利益を図る目的で個人番号を提供又は盗用した場合には、『3年以下の懲役又は150万円以下の罰金又は併科』があります。

平成28年1月スタートに向けて、ガイドライン等をご確認いただき、必要な作業を洗い出すことからはじめてはいかがでしょうか。

分野・対象科目・届出書類名等		番号の記載及び提出開始時期
税務	国税・地方税 所得税、贈与税、個人住民税、個人事業税	平成28年分の場合 →平成29年2月16日から3月15日まで (個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで)
	国税・地方税 法人税、法人住民税、法人事業税	平成28年12月末決算の場合 →平成29年2月28日まで (延長法人は平成29年3月31日まで)
	国税・地方税 消費税	平成28年1月1日以後開始課税期間に係る申告書から
	国税 相続税	平成28年1月1日以後の相続又は遺贈に係る申告書から
	国税 法定調書	平成28年1月1日以後の支払等に係る法定調書から 例、給与所得の源泉徴収票→平成28年分から 平成29年1月31日まで ただし、配当等の一定の支払調書は、3年間の猶予あり
	地方税 支払報告書	平成28年分の支払報告書から 例、平成29年1月31日までに提出する 平成28年分給与支払報告書
	国税・地方税 申請書・届出書	平成28年1月1日以後に提出すべき申請書等から
労務*	雇用保険 雇用保険被保険者資格取得届 雇用保険被保険者資格喪失届 等	平成28年1月1日以後提出分から
	健康保険・厚生年金保険 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 健康保険被扶養者(異動)届 等	平成29年1月1日以後提出分から

(*)国民健康保険組合は、平成28年1月1日から予定。

内閣府 HP「事業者向けマイナンバー資料(平成27年1月版)」他より作成

(*)既存の方は、平成28年1月以降いずれかの時期に報告を依頼する予定。

◆マイナンバー制度への対応に向けた準備については、別紙特別号をご覧ください。

(※)内閣官房等から提供されている資料

マイナンバー制度は、内閣官房を中心に関連する省庁等の特設サイトから、情報提供がなされています。詳しいことは、次のURLからご確認ください。 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 36. 「税務調査で言うてはならない言葉集②」

前回から引続き、経営者が税務調査で調査官に言うてはならない言葉を紹介しましょう。

④ 「うちの取引先なんてもっと儲かってるのに全然税務調査に入られてないぞ！ もっと儲かってる会社に税務調査に行けよ！！」

こう言いたくなる気持ちはよくわかります。

実際、税務調査にはバラツキがあり、税務調査によく入られる会社も、そうでない会社もあります。

しかし、このような発言をすると、「では、そのもっと儲かっている取引先をぜひ教えてください。教えていただければ、ぜひ税務調査に行かせてもらいますよ。」と言われかねないのです。こう言われてしまうと、まさか取引先を巻き込むわけにはいかないでしょうから、黙ってしまうしかありません。

税務調査というのは、1つの会社に入れば、その影響で取引先などに連鎖することがよくあります。経営者自ら、このような発言をしてしまえば、その連鎖を大きくしてしまう可能性もあるということです。

⑤ 「節税は納税者の権利だ」

この言葉は客観的に考えて、正しいのは間違いありません。

節税というのは、「合法的に税金を減らす行為」であって、合法である以上、税務署にとやかく言われたいのは当然です。しかし、この「節税」なる言葉の定義は実のところ、微妙なこともあるのです。

例えば、決算期末に大きな売上が計上され、予想外の法人税などが発生することがわかった場合、「節税」を考えます。この売上が数千万円にもなれば、そんなに簡単に節税などできるわけがありません。そこで、無理やり役員を退職したことにして、退職金を支払うことにします。これは「節税」と呼べるのでしょうか？

「節税」と「租税回避行為」の境目は非常に曖昧で、その判断は難しい問題です。

しかし、税務署に「租税回避行為」と言われてしまえば、いくら「節税」だと声高に叫んだところで、否認されてしまうリスクが内在しているわけです。

実際に「節税は納税者の権利」だから問題ないと思っても、調査官にわざわざ言う必要のない言葉なのです。

参考文献： ■ Mykomon



今月のお勧めセミナー

第2回 そこが知りたかった！ 税務・会計セミナー なるほど！よくわかる「消費税のしくみ」

当セミナーは、実務に活かして頂けるよう、消費税の基本的なしくみから課否判定まで、日常よく発生する事例を中心に解説します。消費税の基礎、実務上の注意点を掴んで頂き、今後の経理業務にお役立て頂ければ幸いです。

(開催日 4月14日(火) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください)

あしがき

和田です。最近、株高やベアの話をよくニュースなどで耳にします。景気のいい話が聞こえてくるのは大変結構なことなのですが、公的資金の投入(クジラたち)によって株高が作り出されているのは気がかりです。いずれクジラもともと外国に取られ、クジラがいなくなった海にはなにも残らなかったみたいなことにならないかと不安にかられます。アベノミクスがはらむリスクについて政府自身がもう少し考える必要があるように感じます。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営設計
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>



マイナンバー制度への対応準備のお願い

2015年3月9日

一般社団法人 日本経済団体連合会

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入に向け、本年10月より、マイナンバー（個人番号）の市区町村から全国民への通知が開始されます。

企業においては、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険料の支払・事務手続きなどでマイナンバーの取扱いが必要となり、対象業務の洗い出しや対処方針の決定等、マイナンバー制度への円滑な対応に向けた準備を行う必要があります。

各社におかれましては、政府の事業者向けマイナンバー広報資料（参考1.）や特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（参考2.）を参照の上、実務上の対応準備を進めていただきますよう、お願いいたします。

[主な準備事項]

1. 対象業務の洗い出し

(1) マイナンバーの記載が必要な書類の確認¹

給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類（参考3.(1)）²

- 健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類（参考3.(2)）

(2) マイナンバー収集対象者の洗い出し³

- 従業員等（従業員に加えて、役員やパート、アルバイトを含む）とその扶養家族
- 報酬（講師謝礼、出演料等）の支払先
- 不動産使用料の支払先
- 配当等の支払先 等

2. 対処方針の検討

- (1) 組織体制の整備
- (2) 社内規程の見直し
- (3) 担当部門・担当者の明確化等
- (4) 身元（実在）確認・番号確認方法に係る検討、明確化等
- (5) 物理的安全管理措置の検討（区域管理、漏えい防止等）
- (6) 収集スケジュールの策定

3. マイナンバー収集対象者⁴への周知

- (1) 収集までのスケジュールの提示（収集開始時期等の確定）
- (2) 教育・研修
- (3) 利用目的の確定・提示

1 書類の提出者または支払調書に記載が必要となる報酬等の支払先が法人である場合には、提出者（または支払先）の法人番号の記載が必要。

2 企業年金においては、源泉徴収票や支払調書等の税務関係書類の作成事務にのみ個人番号が必要。

3 報酬、不動産使用料、配当等の支払先が法人である場合には、支払先の法人番号の収集が必要。

4 法人番号収集対象者を含む。

(裏につづく)

4. 関連システムの改修（自社にてシステム構築を行っている場合）

- (1) 人事給与システム
- (2) 健康保険組合システム

5. 委託先・再委託先の監督等

- (1) 委託先の選定
- (2) 必要かつ適切な監督を行うための契約の締結（取り扱い状況を把握する方法を含む）

6. その他（法人番号について）（参考5.）

法人にも1法人1つの番号が指定され、本年10月以降、国税庁から、登記上の本店所在地宛に13桁の法人番号を通知（法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されない）。法人番号は広く公表され、マイナンバー（個人番号）と異なり、官民間わず、自由に利用可能。

【参考】

1. 内閣官房・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省 事業者向けマイナンバー広報資料「マイナンバー 社会保障・税番号制度～民間事業者の対応」
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/#c02>
 2. 特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>
 3. マイナンバーの記載が必要な事業主提出書類一覧
 - (1) 税関係新様式（案）
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/jizenjyoho/index.htm>
 - (2) 健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係新様式（案）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>
 4. Q & A
 - (1) 民間事業者における取扱いに関するQ & A
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq4.html>
 - (2) ガイドラインに関するQ & A
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/faq/#zigyousha>
 5. 内閣府・国税庁 法人番号広報資料「法人番号について」
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/houjinbangou/index.htm>
 6. マイナンバーコールセンター
0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）
（IP電話等でつながらない場合は050-3816-9405へ）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/contact.html>
 7. マイナンバー公式twitter
マイナンバーのホームページに掲載する情報を中心に、さまざまな最新情報が随時発信されています。
https://twitter.com/MyNumber_PR
 8. 政府広報オンライン・マイナンバー特集ページ
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>
- 【注1】本紙に記した対応準備の内容は、例示です。実際の対応準備は、各社のご事情に合わせてご検討ください。
【注2】本紙は、随時変更する可能性があります。

以上

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp